

第 1 2 回総会議事録

<開催日> 令和 3 年 7 月 6 日 (火曜)

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎 (会議室 A 1 ・ A 2)

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 8 5 号～報告第 9 7 号

農地法第 3 条の 3 届出 4 件

農地法第 4 条届出 1 件

農地法第 5 条届出 8 件

日程第 3 報告第 9 8 号～報告第 1 0 7 号 農地の転用事実等に関する照会 1 0 件

日程第 4 報告第 1 0 8 号～報告第 1 0 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知 2 件

日程第 5 議案第 4 0 号～議案第 4 2 号 農地法第 3 条許可申請 3 件

日程第 6 議案第 4 3 号 農地法第 4 条許可申請 1 件

日程第 7 議案第 4 4 号～議案第 5 4 号 農地法第 5 条許可申請 1 1 件

日程第 8 議案第 5 5 号～議案第 5 7 号 農地法第 5 条の規定による
許可処分の取消 3 件

日程第 9 議案第 5 8 号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
(令和 3 年度第 4 次計画分) 1 件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	6 番	小川 均
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
1 0 番	地曳 功一	1 1 番	庄司 英実	1 2 番	江尻 幸子
1 3 番	高橋 勇	1 4 番	清水 宏益	1 5 番	林 憲司
1 6 番	吉田 和義	1 7 番	安藤 一男	1 8 番	地曳 昭裕

以上 1 8 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
主事	飯島 直也				

<午後 3 時 0 0 分開会>

議長

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第12回総会を開催いたします。
本日の出席委員は18名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席1番山口登志雄委員と議席10番地曳功一委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第85号から報告第97号、3ページから6ページの農地法第3条の3の届出4件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出8件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第98号から報告第107号、7ページから8ページの農地の転用事実等に関する照会10件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第108号及び報告第109号、9ページの農地法第18条第6項等の通知2件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第40号から議案第42号、10ページの農地法第3条の許可申請3案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第40号から議案第42号、農地法第3条許可申請3案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第40号ですが、申請箇所は、3条位置図1の大寺地先の農地になります。
高齢のため土地の維持管理が困難な譲渡人の要望により、譲受人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第41号ですが、申請箇所は、3条位置図2の曾根地先の農地になります。
相続により取得したが土地の管理が困難な譲渡人の要望により、譲受人との間で協議が整い申請されたもので、贈与による所有権移転をするものです。

続いて、議案第42号ですが、申請箇所は、3条位置図3の高柳地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、農業経営の縮小を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

事務局	以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第40号について、杉山委員をお願いします。
杉山委員	議案第40号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、高齢で土地の維持管理が困難な譲渡人が譲受人へ経営移譲をするため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、14,780平方メートルの農地を申請者1人で耕作しています。 農業機械はトラクター・耕うん機・農用トラック等を所有しており、田植機・コンバイン等が必要な作業については、付近で耕作している方に協力してもらい実施する予定です。また、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田であり、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 なお、申請者の住所は住民票では市外ですが、現在は市内に在住し、耕作もしております。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第41号について、齋藤委員をお願いします。
齋藤委員	議案第41号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、相続により取得した農地の管理が困難な譲渡人が譲受人へ経営移譲をするため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は世帯で年間約150日で、7,601平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・もみすり機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第42号については、私から説明いたします。
安藤委員	議案第42号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、約35,882.42平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・もみすり機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田であり、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします
議長	以上で、説明が終わりました。

議長

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第40号から議案第42号の3案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第40号から議案第42号、農地法第3条の許可申請3案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第40号から議案第42号は、許可と決定いたします。

次に、日程第6 議案第43号、11ページの農地法第4条許可申請について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第43号、農地法第4条許可申請について、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図4-1の高柳地先の農地になります。

申請目的は、長屋住宅として転用するものです。なお、転用箇所の高柳1666番については、今回同時に取消の議案も上がっていますので、まず、そちらについてご説明いたします。

それでは、15ページをご覧ください。

もともと、当該地には太陽光発電施設の許可が令和元年におりておりました。なお、議案が3つありますが、議案第55号は最初の許可、議案第56号は面積を広げるためにとった許可、議案第57号は当初計画の変更許可となっており、全て同一地番の同一案件の許可となります。元は、太陽光発電施設として許可を受けておりましたが、当時の許可を受けた者が亡くなり、相続人の意向で太陽光発電ではなく、アパートを行うことになったということです。

よって、元の太陽光発電施設の許可を取消、新たに第4条許可として長屋住宅の申請を行うものです。

それでは、議案第43号、農地法第4条許可申請の説明に戻ります。11ページをご覧ください。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、融資会社の融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年3月末で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発に係る開発行為許可申請の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の私から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

安藤委員	議案第43号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺をコンクリート擁壁で囲むため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は駐車場部分を浸透舗装とし、それ以外の敷地内で処理できない雨水は、敷地北側の水路にU字側溝を設置して接続し、汚水は合併浄化槽を設置、処理したうえで敷地南側水路にU字溝を設置して接続するため問題は生じないと思われます。 次に申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、農道に面し東側と南側は遊休農地であるため問題はないと思われます。 次に周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、日照、通風に配慮し、耕作に影響を及ぼさない計画のため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、崩れないように鉄板を敷き、工事後に何かあれば現状復帰を行う計画のため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。
地曳昭裕委員	はい。
議長	地曳昭裕委員、どうぞ。
地曳昭裕委員	従前、太陽光発電の転用許可を取ったとのことですが、太陽光発電の許可は工事をしなくても永続的に許可を取ったままの状態ですらわれるのですか。工事を行っていない場合にも、催促をすることはなくそのままなのですか。
事務局	地曳委員の質問にお答えいたします。 農地法第5条許可申請の許可後に工事等が着工されなかった場合の対応についてですが、原則、転用事業者は許可後速やかに着工するものとされており、完了については申請時に完了予定として期間を定めています。 通常の流れとしては、完了予定までに工事等を完了させ、その後、完了報告届を提出する流れとなっております。よって、期間内に完了していない事業及び完了したが完了報告を提出していない事業については、農業委員会は指導をしていきます。 なお、今回の案件については、事業着工前に許可を受けた譲渡人が亡くなる等の、やむを得ない事情があったと判断しております。
地曳昭裕委員	わかりました。
議長	その他、ございますか。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第43号、農地法第4条の許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第43号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

議長

次に、日程第7 議案第44号から議案第54号、12ページから14ページの農地法第5条の許可申請11案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第44号から議案第54号、農地法第5条許可申請の11案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第44号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の江川地先の農地になります。

申請目的は、資材置場及び駐車場として転用するもので、農地転用を伴う賃借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

最後に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年8月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われま

次に、議案第45号及び議案第46号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-2の万石地先の農地になります。

申請目的は、長屋住宅用地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る都市政策課との事前協議書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第47号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の久津間地先の農地になります。

申請目的は、車両置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支

障となる権利者は無いことを確認いたしました。

最後に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年9月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われま。

次に、議案第48号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の矢那地先の農地になります。

申請目的は、資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

最後に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年8月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われま。

次に、議案第49号から議案第51号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-5の下宮田地先の農地になります。

申請目的は、障害者支援施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び県の補助金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書及び県の補助金の内示書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認したところ、抵当権がついている土地がありましたが、抵当権設定が明治時代に行われたものであり、弁護士の意見書が添付され、その内容からも事実上支障はないため問題ないと判断いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年6月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請の事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われま。

次に、議案第52号から議案第54号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-6の高柳地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請と、道路の待避所スペースを確保するための一時転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。なお、待避所スペースが作られる土地は、将来建売分譲住宅の計画があり、その際に道の拡幅等も行われる予定であり、一時的なものであるということから一時転用となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的

事務局

に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し関連会社からの融資で賄う計画であり、関連会社の残高については金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和7年3月末までに完成する計画となっており、現在耕作中ですが、収穫後には遅滞なく事業に着手するものと思われれます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請の事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われれます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第44号から議案第46号について、地曳昭裕委員をお願いします。

地曳昭裕委員

議案第44号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲に雨水や土砂流出防止用の小堤を設けるため土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われれます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われれます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第45号及び議案第46号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する合併浄化槽で処理した後に、雨水と共に地先排水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、この申請書には、隣接する農地の所有者に対して説明したと書かれていましたが、所有者に調査したところ土地を売り建物を建てるというのは聞いたが、長屋住宅を建てることや境界から80センチメートルのところ建てるということ等いくつか聞いていないことがあるとのことでした。そして、この隣接する農地には、耕作者がおりますが、その耕作者に対して説明をしたのか確認したところ、説明していないとのことでしたので、事前に説明をする場を設けてもらい、耕作者と協議をしたとのことでした。よって、周辺農地への影響は協議をもって解消すると思われれますので、問題はないと思われれます。

地曳昭裕委員	最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第47号について、江尻委員お願いします。
江尻委員	議案第47号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をフェンスで囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、崩れないように鉄板を敷き、工事後に何かあれば現状復帰を行う計画のため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第48号について、平野委員お願いします。
平野委員	議案第48号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲にフェンスを設置するため土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第49号から議案第51号について、林委員お願いします。
林委員	議案第49号から議案第51号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、事業地内の切盛土のみのため土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は合併浄化槽を経て新設する

林委員	道路側溝へ放流し、雨水は地下貯水槽に貯めてから新たに敷設する道路側溝へ放流するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の耕作を妨げるものではないため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、建物を境界から離して設置するなど日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第52号から議案第54号については、私から説明いたします。
安藤委員	議案第52号から議案第54号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する合併浄化槽で処理した後雨水と共に最終宅地枿を経て側溝に放流するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の耕作を妨げるものではないため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、建物は境界から離して設置するなど日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 ご意見等も無いようですので、初めに、議案第44号から議案第47号及び議案第52号から議案第54号の7案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、一括採決いたします。 議案第44号から議案第47号及び議案第52号から議案第54号、農地法第5条の許可申請7案件について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第44号から議案第47号及び議案第52号から議案第54号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

議長

続きまして、議案第48号から議案第51号の4案件について、一括採決いたします。

なお、本案件は、■■■■と■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■と■■■■は、退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第48号から議案第51号、農地法第5条の許可申請4案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第48号から議案第51号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

それでは、退席されております■■■■と■■■■には、自席にお戻り願います。

次に、日程第8 議案第55号から議案第57号、15ページの農地法第5条の規定による許可処分の取消について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第53号から議案第57号、農地法第5条の規定による許可処分の取消申請3案件について、ご説明いたします。

なお、取消の経緯等については先程、議案第43号のなかでご説明させていただきましたので割愛いたします。

今回、太陽光発電施設の転用が取りやめになったことから、許可処分の取消を求めるものです。取消相当の判断基準としては、転用行為がされる前であったこと、権利の設定がまだ行われていないこと、当初の許可を行った時点から事情の変更があり、当該土地の権利関係を不当に不安定にするおそれがあることなどから基準は満たしていると判断されます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の私から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

安藤委員

議案第55号から議案第57号について、調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。

事務局から説明があったとおり、太陽光の計画が相続人の意向により白紙となり、当該地を使用しなくなったものです。現在、土地には手を入れておらず、農地として利用できる状態でしたので、許可処分の取消要件を満たすものと言え、取消が相当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第55号から議案第57号、農地法第5条の規定による許可処分の取消について、賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第55号から議案第57号は、取消相当として知事に送付いたします。

議長	次に、日程第9 議案第58号、16ページから19ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第4次計画分を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第58号、木更津市農用地利用集積、令和3年度第4次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和3年6月23日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿って説明いたします。 今回の計画は、計画1及び計画2となっております。 利用目的は、計画1が露地野菜を、計画2が水稻を作付けする計画となっております。 利用権設定の種類は、計画1及び計画2とも賃借権の設定となっております。 利用権設定期間は、計画1が5年、計画2が10年となっております。 計画合計数は、5筆8,445平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番について、平野委員をお願いします。
平野委員	私からは、計画番号1番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画2番について、杉山委員をお願いします。
杉山委員	私からは、計画番号2番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。
議長	ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第58号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第4次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第12回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時45分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年7月6日

議 長 安 藤 一 男

議事録署名委員

山口 登志雄

地 曳 功 一